

疑義照会マニュアル

平成 29 年 7 月

加古川中央市民病院

【疑義照会について】

処方せんに疑義が生じた場合、保険薬局薬剤師は医師に疑義を照会し疑義が解消されなければ調剤を行うことができない。(薬剤師法 第24条)疑義照会を受けた場合、処方せん発行元である病院は速やかに、かつ正確に対応する必要がある。

1. 対応窓口

加古川中央市民病院薬剤部

FAX 番号:079-451-8662

TEL:079-451-5500(代表)

加古川中央市民病院医事課

FAX 番号:079-451-8642

TEL:079-432-5500(代表)

2. FAX 受付時間帯

FAX 受付時間は原則として診療時間内(8:30-19:00)とする

ただし急を要する場合はこの限りではない

3. 疑義照会の方法

保険薬局からの疑義照会はすべて原則文書(FAX)によるものとする

回答についても FAX によるものとする

FAX は(様式 1)を用いて行うこととする

(1) 疑義照会は(様式 1)を用いて薬剤部に FAX を送信する

患者の個人情報が誤って外部にもれないよう「ID 番号」と「生年月日」を記載する

FAX 送信後に FAX を送信した旨を薬剤部に電話をする

(2) 疑義照会を受けた薬剤部は、速やかに処方医に問い合わせを行い、回答内容を当該薬局へ

FAX にて送信し、その後記録として保管する

(3) 処方の変更があった場合、薬剤部でカルテの修正を行う

処方医は代行入力者の承認を行う

代行入力時は必ず自分の ID で電子カルテにログインすること

当院に採用のない後発品、規格については電子カルテに入力できないため記載不要とする

処方医は次回診において患者より提示されるお薬手帳の情報を参照することとする

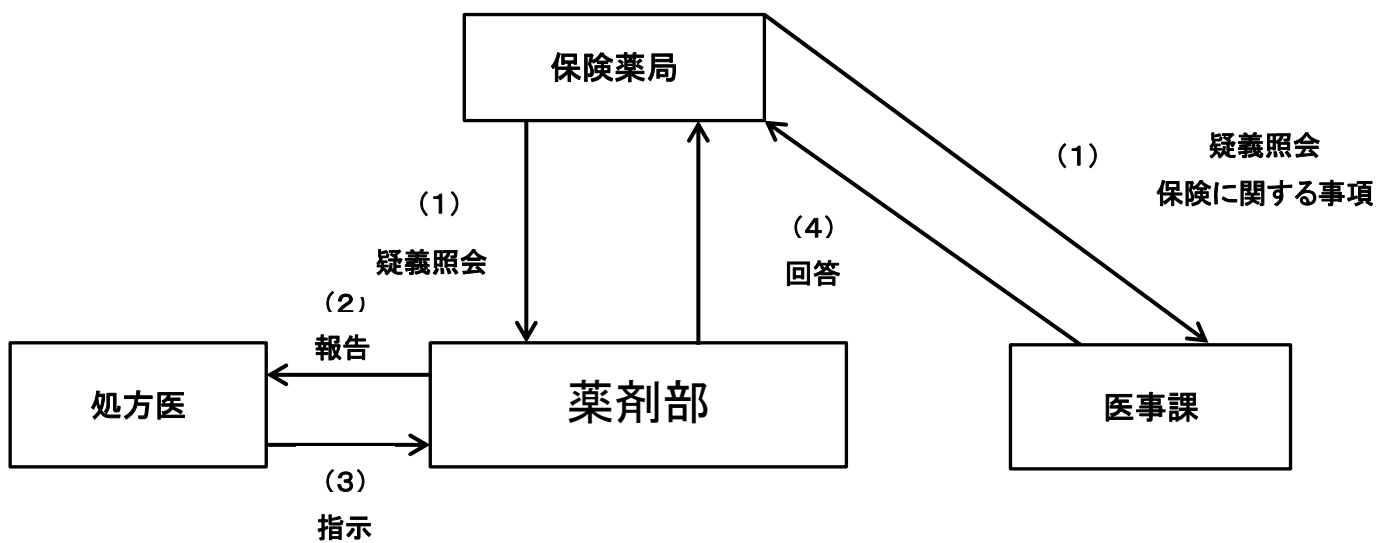
(4) 処方医に連絡がつかない場合

処方医が手術や検査などで不在の場合、日勤帯は診療科部長の指示を仰ぐこととする

当直帯、休日においては全館当直医の指示を仰ぐこととする

- (5) 修正処方せんの取り扱い
診察室に患者がいる場合は、修正処方せんを交付し修正前処方せんを回収し廃棄する
処方修正後、患者に修正処方せんを交付できない場合は修正処方せんを廃棄する
- (6) 疑義照会により変更された処方せんの扱い
新たに正しい処方せんを交付することはしない
訂正印を押印することはしない
- (7) 疑義照会の回答まで概ね30分をこえる場合は、当該保険薬局に電話で知らせる
また当該保険薬局は30分以上回答がない場合、病院薬剤部へ電話で問い合わせてもよい

【疑義照会の流れ】



- 4. 会計済み処方せんの取り消しについて
何らかの理由で処方せんが無効となった場合は、保険薬局は病院医事課まで電話連絡をする
病院は当該患者に対して処方せん料の返金を行う
- 5. 疑義照会の対応が困難な場合
土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始においては処方医が不在であるため即答が困難である
全館当直医の判断を仰ぐが、それでも判断できない場合は休日明けに回答を FAX 送信する

疑義照会票

照会年月日: 年 月 日

加古川中央市民病院薬剤部 御中

保険薬局名
照会薬剤師名
TEL 番号
FAX 番号

患者 ID 番号		処方せん発行日	年 月 日
患者生年月日		外来診療科	
回答区分	<input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> (日 時まで) <input type="checkbox"/> その他()		
照会区分 ○で選択	1. 過不足について 2. 規格について 3. 用法・用量について 4. 処方変更について(副作用の発現、重複投与を含む) 5. 調剤方法について 6. その他()		
照会内容			

回答年月日	年 月 日	受付者	
回答内容	1. 処方内容に変更はありません。そのまま調剤してください。 2. 下記の内容に処方の修正、変更をお願いいたします。		

【注意事項】

- ・疑義照会は必ず(様式 1)を用いて FAX でお願いします
- ・疑義照会受付時間は、原則平日の8:30-19:00です(但し、急な場合はこの限りでない。)
- ・保険請求に関する疑義照会は医事課へお願いします
- ・薬剤部 FAX:079-451-8662 薬剤部 TEL:079-451-5500(代表)
- ・医事課 FAX:079-451-8642 医事課 TEL:079-451-5500(代表)

【疑義照会に関する院内の取り決め】

1. 薬剤部で判断できる照会に関しては薬剤部で判断し回答する

- 患者からインスリン、成長ホルモンが足りないと申し出があった場合
出していないとの申し出は単位数の確認が必要であるため処方医へ照会を行う
- 自己注射用の針が足りない、出していないと申し出があった場合
インスリンが同時に処方されていることが前提である
インスリンの同時処方があり注射針が足りない場合は薬剤師の判断で可とする
インスリンが同時処方されていない場合は処方医へ照会を行う
- 湿布の枚数が少ない(多い)
- 内服薬の処方日数に対して、毎日貼付が必要な外用薬が足りない場合
- 外用薬の貼付部位、塗布部位が電子カルテで確認できる場合 など
ただし外用薬は用法・使用部位を記載することが前提である
- 通常の服用時点が判断できる場合
例) α -GIの食後、漢方薬の食後投与、ジスロマック SR の食後投与、アレンドロン酸錠 35 mgの週 1 回
アクトネル錠 75 mgの 28 日毎、シングレアの就寝前、クラバモックスDSの朝夕食直前
イメンド(前日の服用時間を患者に確認して貰い、食事に関係なく同時刻に服用する。)
マリゼブ錠 25 mgの週1回
- 保険薬局で患者自らが不要と言った医薬品について
例) 前回は風邪をひいていたが今回も風邪薬が処方されていたため不要 など
- 添付文書の用法・用量と異なるが、明らかに電子カルテに医師の処方意図が記載されている場合
- 1 包化の可否を判断すること

2. 薬剤部で判断できない場合は処方医へ照会する

- 診察室で〇〇を出すと言われたが出ていないと申し出のあった場合
- 新しい薬に変更すると言われたが、前回と変わっていないと申し出のあった場合
- その他、薬剤部では判断できない場合 など

3. 処方医に連絡がつかない場合

- 時間内は当該診療科部長、時間外は全館当直医の判断を仰ぎ回答する

【疑義照会マニュアルについて】

- 本マニュアルは必要があれば随時改訂を行う

備考 第1版作成 平成 28 年 7 月
第2版作成 平成 29 年 7 月